

令和3年度第3回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和4年3月16日(水) 午前10時から
オンライン開催

1 開会

2 議題

各専門部会からの報告について【資料第1号～第4号】

3 その他

(参考資料)

- ・文京区障害者(児)実態・意向調査に係る意見聴取結果について

令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会報告

＜実施状況＞ 第2回（令和3年11月15日(月)14:00～16:00）

（1）障害者・児計画の評価についての振り返り

①計画相談・相談支援について

- ・障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用する場合、介護保険制度の優先が原則必要に応じて数カ月程度の介護支援専門員と相談支援専門員の併給を認めたり、介護保険サービスの対象であっても理由がある場合は障害福祉サービスの利用を認めたりしている。
- ・相談支援事業所の開設等の取組みが着実に進んでいるが、相談支援専門員は不足している。
- ・選択肢を増やす、ニーズを満たす観点から事業所を増やすことは必要だと思っている。

②居住支援について

- ・文京区は土地代が高く採算性の観点からグループホームの新規設立は難しい。
- ・整備費補助も行っているが利用が広まっていない。

③地域移行について

- ・本人が地域移行を希望する場合は、実現のためにもグループホームの整備等が必要。
- ・他の地域のグループホームを利用している方が、文京区に帰ってくる際、アパート探しの問題が出てくる。住まいの問題が解決していくことで、障害種別に問わず地域移行の見通しが立ちやすくなる。指定一般相談支援事業所の指定も増えると良い。
- ・地域移行支援検討会議では、予防対策課より自立生活援助を利用して支援を進められないかとの声が挙がったり、指定特定相談支援事業所や委託事業所が新規開設されたりと少しずつ前進している。来年、障害者実態意向調査がある。当事者の声を確認していきたい。

【事後アンケートより】

- ・介護保険への移行に際し、計画相談からケアプランへ移行した際、障害固有の課題についてもケアプランの中にきちんと盛り込み支援していくことが大事。

（2）障害児支援について

①「ふみの輪」について

【概要】

- ・「ふみの輪」は支援が必要な方が生涯にわたり安心して生活するためのツール。文京区版の発達支援ファイル。幼少期から成人に至るまで成長の記録や支援状況を綴り、関係者へ伝えることができる。
- ・当事者の説明書のような役割となり、新たな支援者に引き継ぐ際に活かせる。しかし、情報が多く、家族のみで作成するのは負担が大きい。
- ・「ふみの輪」を今回初めて認識したとの意見が多数挙がった。障害児支援に関わりのない支援者は、「ふみの輪」を知らない方が多いことがわかった。

【意見】

- ・物理的にファイルにするよりも、オンライン化を進めていくべき。極めて有効なツールになる。
- ・今後は「ふみの輪」を所持しているのか確認し、活用出来るように考えていきたい。計画相談においても、これまでの支援経過を確認できる資料となると思う。
- ・「ふみの輪」の作成においては、家族が作成することの必要性を理解する事が大切。

②障害児支援ネットワークについて

【概要】

- ・障害児支援ネットワークは指定特定相談支援事業所連絡会での議論を発端に、障がいのある子ども達を支援する関係機関が集まり自由に意見交換できる場を目指して活動を開始。
- ・①縦横連携（幼児から児童、児童から成人の移行期）、②資源不足、③報酬単価の低さ、④支援体制（困難事例への対応力）、⑤保護者の相談の場の課題がある。
- ・地域の課題を解決するためには、「行政・民間が垣根を超えて知恵を出し合える協議体が必要」と部会長より親会へ報告を行うことを確認した。

【意見】

- ・受け皿が少なくなっている。区内の放課後等デイサービスに空きがなく、区外の事業所を利用している。サービスは利用できても地域を選べない現状がある。
- ・中高生の放課後等デイサービスも定員一杯となり、毎日利用できない状況。卒業後に切れ目なく繋いでいくことが課題。
- ・4月から地域活動支援センターとして、成人の為の放課後の時間帯を過ごす事業を区内で始めている。ニーズは高い。同様のサービスを提供する事業所が増えるといい。

【結論】

- ・児童の支援においては、行政・民間が垣根を超えて知恵を出し合える協議体が必要である。

(3) 令和3年度定例会議報告・文京区指定特定相談支援事業所連絡会活動報告

【概要】

- ・第1回：「高齢期のライフステージにおける本人支援と家族支援」
～それぞれが高齢化していくなかでの意思決定支援を考える～
- ・第2回：「青年期における意思決定支援」～一人暮らしをして仲間と青春を謳歌したい～

【意見】

- ・第1回：家族全体をアセスメントする、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携、支援者が制度理解を深める等が大切。
- ・第2回：活用できる社会資源として、支援者や住環境、集いの場等がある。本人思いを実現するために、適切な情報提供・アセスメント、相談できる伴走者等が必要。

【総括】

- ・第1回：サービスはたくさんあるが縦割りになっている。切れ目のない包括的な支援を目指して、相談支援専門員が支援者を集め、アセスメント、コーディネートすることが必要。

- ・第2回：障害がある方は、一般的な社会生活、人間関係の経験が圧倒的に少ないことで青春を謳歌できていない可能性がある。皆が区内の社会資源に詳しくなり適切な支援の助言や提供ができるよう、学び合っていくことが大切。

【事後アンケートより】

- ・「住宅」の困難さを取り上げていくべきだと思う。いくら社会福祉法人がグループホームを建設しても足りない状況。賃貸住宅を活用し、家賃補助やユニバーサルな建築を建設していくための提案を地域福祉という観点だけではなく、居住支援協議会等の諮問委員会に問題を投げかけても良いと思う。

<実施状況> 第3回（令和4年2月14日(月)14:00～16:00)

(1) 令和3年度定例会議 年間活動報告

【概要】

- ・第3回：「潜在化している意思を引き出すアプローチ、意思形成・表明支援」
～自立への道しるべ～

【意見】

- ・アプローチ方法：支援体制を横断的にみる、本人・家族間の調整等。
- ・大切にしたい視点：特性の理解、当たり前生活を押し付けない等。
- ・将来生活をしていくための選択肢：他者との交流の機会、体験の場等。

【事後アンケートより】

- ・医療的ケアや障害の重度化があるとグループホームや障害者支援施設へ住み続けられなくなる実態がある「障害者の地域生活について」をテーマに事例検討したい。
- ・他の事業所のことがわかりにくいので、今後も話し合う機会を通して、情報共有や相互理解につながる場を大事にしたい。
- ・定例会議で抽出した課題を明確化し、親会へ提言できると良い。

(2) 令和3年度文京区指定特定相談支援事業所連絡会 年間活動報告

【概要】

- ・定例会及び事例検討会を定期的で開催している。

【事後アンケートより】

- ・加算様式等のデータを区のホームページに掲載できると良い。
- ・事例検討会のテーマによっては、現場の職員等の幅広い参加者が集まると良い。

(3) 令和3年度相談支援専門部会の振り返り

【概要】

- ・住まいの問題に関しても、他会議体への検討依頼の必要性がある。
- ・障害児に関する協議体の必要性を提言する。

- ・障害児ネットワークでは地域生活支援拠点の活動報告を行うなど支援者の交流が進んでいる。
- ・医療的ケア児のサービスは十分ではないが、既存のサービスを行政と相談しながら利用調整している。
- ・医療的ケア児の協議会を立ちあげ情報共有を行っている。今後、実態調査を行う予定。

【意見】

- ・賃貸住宅のオーナーの理解を深める取組みや空き家の活用等が必要。
- ・今後、ダブルケアの問題が出てくると考える。
- ・福祉だけではなく教育分野の機関等、垣根を超えた協力体制があると良い。

【事後アンケートより】

- ・資源不足の解決について、実態調査に基づいて施策を話し合っていくことが必要。
- ・医療的ケア児の支援について、様々な施策を導入して民間事業所を巻き込むことが必要。

(4) 障害者（児）実態・意向調査について

【概要】

- ・調査項目や内容について確認を行った。

【意見】

- ・障害当事者が内容を理解して回答できているか不明。親も高齢化しており回答が難しいことがある。調査に回答してどのような意味合いがあるのか、実りのある内容の調査をしてほしい。
- ・当事者の状況に応じた調査形態も考えた方が良い。

【事後アンケートより】

- ・調査に関係する方々に、調査の意図、目的、結果がどのような施策に活かされているか等周知できると良い。

(5) 検討事項における親会への提言について

※別紙「【資料第 1-2 号追記版】検討事項の親会提言について」を参照。

【事後アンケートより】

- ・令和 4 年度に地域生活支援拠点が整備される。拠点事業の振返り、課題整理を行い、課題を他専門会議体へ検討依頼していくことが必要。

(5) 検討事項における親会への提言について

令和3年度 相談支援専門部会検討事項

「障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する」。

1. 検討事項に結び付く課題について

①ふみの輪について（障害児支援から成人への相談支援体制）

【確認出来た課題】

- ・家族や支援者に対して十分に周知されていない。
- ・支援の移行時に十分に活用されていない。
- ・教育と福祉の連携の必要性。

→オンライン化等(アプリ等のツール活用も含め)、共有する仕組みの工夫が必要。

②介護保険制度移行について（障害福祉から介護保険への相談支援体制）

【確認出来た課題】

- ・介護保険移行についての不安や心配事がある。
- ・介護保険移行における障害者への理解。
- ・相談支援専門員とケアマネージャーの連携（障害福祉と高齢福祉の連携）

→ケアマネージャーが障害者支援に関わる姿勢について研修、勉強会の開催が必要。相談支援専門員とケアマネージャーがお互いを知る機会が必要。両者がケアプランを立てる“ダブルケアマネ”の必要性。

③新規委員

【確認出来た課題】

- ・今年度は障害児支援の委員を加え、新たな課題が表出。
- ・高齢福祉分野での委員選出など、新規の委員参加の検討の必要性の有無。

④文京区課内連携

【確認出来た課題】

- ・障害福祉分野だけで解決できない課題が蓄積されている。障害のある方の人生を支援するにあたり、どのような課内連携が求められるのか。

⑤他専門会議体への検討依頼の必要性

- ・相談支援専門部会のみで解決できない課題を、専門会議体へ相談支援専門部会から検討依頼する必要性はないか。依頼した検討内容結果を部会でも確認する。

(例：住まいの課題→居住支援協議会、地域移行→地域移行支援検討会議、計画相談→指定特定相談支援事業所連絡会等)

2. 親会への提言

(令和 4 年度 第 1 回相談支援専門部会にて文京区からの報告を求める)

【相談支援専門部会からの提言】

子ども支援の部会設立について

障害児支援ネットワークからの報告を受け、行政や専門職、地域で活動する方々と障害児(子ども)について協議できる場が必要であるとの結論に至る。地域でキャッチしたニーズや課題を、行政や専門職と連携し合って支援する必要がある。自立支援協議会に障害児支援(子ども)支援の部会設立を提言する。

令和2年度（専門部会2回・ワーキンググループ1回）

- ・ハンドブックの内容について検討
- ・各分野における就労支援の状況や就労に関連する情報提供について意見交換
- ・令和2年度第1回のワーキンググループの実施



令和3年度（専門部会3回・ワーキンググループ3回）

令和3年度の主な検討内容

- ・わかりやすい表記の仕方
- ・カラーユニバーサルデザイン、ユニボイスなどの導入について
- ・記事に盛り込む要素の整理

第1回

- ・ワーキンググループの報告
- ・ルビヤデザインの色合いについて
- ・社会資源確認チャートについて
- ・点字版と音声朗読版の作成について
- ・社会資源の紹介ページのリスト掲載について
- ・事例記事について

第2回

- ・ワーキンググループの報告（表記の仕方について、地域活動支援センターの掲載について、生活あんしん拠点の掲載について、ルビヤデザイン表記について）
- ・社会資源確認チャートについて
- ・社会資源マップについて

第3回

- ・ワーキンググループの報告（デイケアの掲載について、地域活動支援センターの掲載について、社会資源マップの掲載について）
- ・ユニボイスについて
- ・事業所紹介ページの対象障害種別のマーク表記について
- ・社会資源確認チャートについて

（親会への提言/ハンドブック作成の感想）

- ・医療機関（デイケア）は、就労支援をしても同じ社会資源に入れてもらいにくい印象があった。このハンドブックにより地域の事業所とともに医療も社会資源として使えると思ってもらえるきっかけになると良いと思う。医療機関や医師にも手に届くように活用していきたい。活用した上でどうだったかフィードバックがあるとうれしい。
- ・就労に対するの取り組み、枠組み、進め方を利用者へ説明するときに、これまでは見学に行つて説明を受けていたが、コロナ禍で現場の見学ができないことがある。ハンドブックにより、就労の流れを説明しやすくなると思うので活用していきたい。
- ・区内の事業所の把握があまりできていなかった。文京区と関わる都の機関へも配布してよいのではないか。
- ・作つてどう使うかも大切だが、作るプロセスでお互いの理解が深まったと思う。来年度以降、使つてみての感想など聞いていき、検証もやっていけたらと思う。

令和3年度就労支援専門部会/ワーキンググループスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就労支援 専門部会					第1回 【8/4開催】				第2回 【12/13開催】		第3回 【2/10開催】	【校正】 ・印刷
就労支援専門部会 ワーキング				第1回 【7/7開催】		記事作成 ・事例記事 ・事業所紹介 ・その他		第2回 【11/11開催】		第3回 【1/25開催】		

日時 令和3年11月30日（火）午前10時から正午まで、文京区民センター2A

1 開会挨拶

2 各部会の説明及び自己紹介

3 当事者委員の体験談と質疑応答

- ・権利擁護専門部会事務局より意思決定支援について説明。
- ・当事者部会員の竹間委員より体験談をお話いただいた後、志村副会長より、竹間委員に対してインタビュー形式でお話を伺う。

4 意見交換

●質疑応答、意見交換

※以下、意思表示ができる居場所や相談場所についての自由意見。

○他の人に自分の想いを話すことができる居場所があることが、意思決定支援につながっているのではないか。

○実際に相談に行く前の支援（相談前支援）の仕組みづくりが大切。

○相談前の支援を担うインフォーマルな社会資源が広まると良い。

○「自分が安心してそこにいて良い」と思える相談の場づくりがポイント。

○津久井やまゆり園の利用者に対して、東洋大学の学生のプロジェクトがある。文京区は学生が多いので、活動の組織化や広がりが期待できる。

○文社協で地域の居場所作りの推進をしている。現在7か所あり、目標は9か所。障害者を対象としたプログラムはまだなので、今後取り組んでいきたい。

○地域生活支援拠点（以下、拠点）は、文京区4地区に設置（大塚は来年度設置予定）。主幹は障害であるが対象は限定せず、どのような相談も可能。気軽に相談してもらいたい。また、拠点は民生委員と障害者の方と新しい接点になることを期待している。

○就労支援専門部会では地域にどういう窓口があるのか企業に知ってもらうことを目的とし、ハンドブックを作成している。また、コロナ前は就労支援センターではたまり場をやっていた。こうした居場所に学生等、様々な方が参加されることが良いと思う。

※以下、竹間委員の発言から感じたことや、意思決定支援についての自由意見。

○竹間さんの話で「自分で決めていい」ということに気づかれた点がすごいと思う。

○支援者としては、意思決定支援の際、急がずにその人のペースに合わせて寄り添うことを心掛けている。今は困っていなくても将来困りそうな人は視界から離さないようにしている。良い感じの距離感をもって本人が話してもらえるよう、普段からの信頼関係を築くことが大切。

○後見人として関わる中で、要望が多い方への対応に追われてしまっている現状である。一つ一つ対応していくことが大切だと学んだ。

○意思決定支援は重要。高齢者は意思表示が出来ていた頃のことを慮り、今どう判断するか考えなければならない。意思決定支援の際、選択肢の提示の仕方で難しさがある。

○竹間さんのお話を聴いて、自己選択ができるようになっていてすごいと思った。竹間さんの成長と合わせて選択できるステップが踏まれたのだと思う。

※傍聴者である民生委員さんからの意見。

○民生委員の仕事をしている中で、新しく出来た拠点を知った。引きこもりの方のサポートをする中で、引きこもりが民生委員の部会の中でどこに属するのか、検討している。

●高山会長より総括

初めての合同開催は意義深く、竹間さんの発言を契機として、今後住まいや選挙、親亡き後の問題など様々なことに話を広げられると良い。障害のある方の声を聴くことによって考えられてこなかった課題に気づく機会が必要。そうした意味では、気づきを与えてくれる居場所、サロンや、今回の様な専門部会の数が増え、より多くの方々に参画していただくことが重要である。今回の合同開催を契機に、就労支援専門部会などとの合同開催や、様々な方々とコラボレーションをする協議会のあり方が模索される。

5 その他

事務局より事務連絡。

- ・第3回の日程等はそれぞれの部会より別途連絡予定。
- ・令和3年12月14日10時から関係機関向けの意思決定支援講義を予定。
- ・アンケートのご協力依頼。

第3回権利擁護専門部会報告

日時 令和4年2月28日（月）午後1時30分から午後3時まで、オンライン

1 開会挨拶

2 第2回当事者部会・権利擁護専門部会合同開催の報告

事務局より第2回合同開催の報告を行う。

3 意見交換

当事者部会員の竹間委員より、第2回合同開催の内容をより深めるため、当事者部会員の竹間委員と松下部会長が対談形式で、ライフヒストリーについてお話を伺う。その後、各部会員より意見交換を行う。以下、自由意見。

○当事者の親の立場としては、仕事の相談を受けたら「頑張りなさい」と言ってしまおうと思う。親以外で、ざっくばらんに気持ちが話せる人がいると良い。仕事の相談は会社の人には言えないこともあるので、就労支援センターの方がこまめに行ってくれると良いが、人手不足という課題もあると思う。

○ジョブコーチとして接する際は、初対面からはじめるので、まずは気持ちを聞いて肯定するところからはじめている。

○相談する先が必要というのは理解できるが、相談された人が「辞めてもいい」と言えるかというところ難しい。親だから言えるのかもしれないが、「辞める」という選択肢の無い相談に果たして意味があるのかどうかと疑問に思った。

○先輩から悪口、いじめなど色々あったと伺い、辛い思いをされたと思う。本人の気持ちや状況をしっかり考えてサービスの決定ができるようになりたい。

○「辞めたい」と相談したとき、「辞めていい」といえるのは家族しかいないとつくづく思った。簡単に答えが出せない。

○竹間委員から出た両親の高齢化についての不安については、ご高齢の方向けの介護サービスがあり、竹間委員は社協ともつながりがあるので安心して良いと思う。

○竹間委員の人柄があって色々な方とつながって今の竹間さんがあるのだと感じた。逆に、最初に就労した時から今のような出会いがあれば「働く」という選択肢もあったのかもしれない。いかに就労の場での相談できる場所の存在が重要かということを感じた。

○ジョブコーチは過去に比べたら良くなっている。3月31日でハラスメント対策に対する移行措置が終わり、各企業でも制度化しなくてはならなくなった。ディサビリティーズハラスメントの対策も必要だと思う。

○当事者の親の相談場所も必要。早い時期から親同士や専門職の方とつながれると良い。

○精神障害者は主治医の先生がいるので、就労や生活についてその方の障害特性に対して核となる専

門職の方を大事にすると良い。

4 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

新堀副部長より、意思決定支援等に係るガイドライン比較表について説明。

○第2回合同部会の際、「質問方法によって答えが変わってしまう」という質問があり、竹間委員からも「支援者の話を聞かなくてはならないと思った」という話があった。それを受けて、今回意思決定支援のガイドラインを共有したい。各ガイドラインは優劣があるものではなく、場面や障害特性を踏まえて選択できると良い。今後、自立支援協議会で議論をする際に、どの辺りにガイドラインのベースを置いておくのか整理しておくと話しやすい。

○先般、「知的障害のある方に全てに選択式（2択、3択）で質問したら本人が選びたくないものを選んだとしても、自己決定になってしまう」という懸念があった。意思形成に対するアプローチの方法を、権利擁護専門部会で整理して見解を持つべき。その際には、当事者部会ともすりあわせを行い、安心して意思決定ができる方法を検討すると良い。

5 その他

・任期は来年度から3年間。当事者の方は、1年毎に確認をする。

令和3年度第2回地域生活支援専門部会検討内容

1 実施状況

第2回 令和4年1月28日（金）

議題：地域生活支援拠点の活動状況と検討課題について

- (1) 本富士地区地域生活支援拠点
- (2) 駒込地区地域生活支援拠点
- (3) 富坂地区地域生活支援拠点

2 内容総括

地域生活支援拠点の活動状況と検討課題について

地域生活支援拠点は、地域で障害者の方の生活を支えるための五つの機能を有する拠点を自治体で整備することとされている。

文京区では、面的整備型で令和元年度に開始。介護保険の日常生活圏域4地区に合わせて高齢分野の高齢者あんしん相談センターと社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが配置されているため、それらの機関と連携した支援ができるという発想で整備。主に相談支援と地域づくりの機能を担うこととして、4地区の拠点を整備していく流れ。

(1)本富士地区地域生活支援拠点

【相談支援】

基幹相談支援センターの引継ぎケースから開始し、現在は高齢の包括や就労支援センター、保健師などの相談で協働支援に入るケースも増えている。開所してからのケースの人数は60名程度。ひきこもり支援センターとの連携も出てきている。

【地域づくり】

社協と連携してReなでしこ元町の居場所の運営にも関わっている。包括や社協とも相談支援以外の会議体、湯島地域活動センターとの情報交換など顔の見える関係をつくりつつある。

【主な意見】

- ・拠点の職員に包括の事業に参加してもらうことなどで、分厚い支援が実現している。
- ・地域支援は、コロナが明けてくれば、様々なプログラムが出てくると期待している。
- ・障害を持ち独居で生活が困難になり、後見の診断書が必要なケースも具体例としてある。
ただ、初見で診断書を書くことへのハードルが医療機関側にもあるが、倫理性が十分に各関係機関や合議体の中で担保されているなどの点が医療機関にとってもサポートになる。

(2) 駒込地区地域生活支援拠点

【相談支援】

12月現在で実人数17名を対応。ケースについては、基幹、社協、包括、保健サービスセンター本郷支所や就労支援センター、ハローワークからの相談となっている。

相談支援の内容は、高齢者の居住支援に関するご相談、介護保険第2号被保険者の方に対して、介護保険のケアマネジャーをフォローしながら、障害福祉と介護保険のサービスの橋渡しをする支援を行った。自宅がごみ屋敷になってしまい、片づけを実動で動いて、ヘルパー受け入れの態勢を整え、相談支援専門員に引き継いだケースもある。富坂の計画相談支援と一般相談を駒込拠点が連携した事例もある。

【地域づくり】

社協が駒込地区で展開しているグループの運営会議を通じて、顔の見える関係も作りつつある。地域の民生委員、町会などの方も巻き込みながら、サロンづくりの運営委員会を立ち上げた。

【主な意見】

- ・ 民生・児童委員としては、障害者の方とのつながりが持てない点に課題があった。拠点やサロンができることで、つながりが持てることに期待している。
- ・ 地域の人たちと一緒にその場について考えていくことは重要。

地域と障害のある方は距離があり、専門職につながっている障害の方ばかりではない。その距離を埋めるのが拠点の居場所と思う。

- ・ 駒込と富坂が連携したケースは、これまで障害福祉サービスを受け入れるところまで、一歩踏み出せなかったが、拠点の支援により、サービス導入につながった成功事例。
- ・ 市民の方々から直接困ったときに相談に行ったり、障害有無があいまいな方など、福祉に乗らない方への課題意識もあり、サロンなどの新しい形でアクセスできるようにしたい。介護保険のケアマネとの事例が出たが、我々は相談という形で関わっている。具体的にケアやサポートする方々へのバックアップもやっていきたい。

→生きづらさを抱える人を早く地域で見つけて支えるためのサロンについては、期待したい。

(3) 富坂地区地域生活支援拠点

【相談支援】

累計33人の相談者実績。当初は基幹やあかりからの引継ぎが多かったが、開所後は保健師、障害福祉課や高齢福祉課の行政機関が多い。8050問題に由来する相談も増えている。そのほか富坂包括、権利擁護センター、社協やひきこもり支援機関と連携し、支援チームを構築して相談支援に当たることもある。

富坂の拠点のみ委託事業として計画相談支援事業所とみさかを併設。他の拠点も含めた一般相談でフォローしているケースもある。

【地域づくり】

富坂包括や高齢福祉課からサロンを活用できないか具体的に相談が来ている。

【主な意見】

- ・ 家族が亡くなり、居住や相続の問題が出てくる方は多いので、後見の弁護士なども巻き込んで拠点としてやれると良い。
- ・ 基幹の機能にない拠点の強みは、地域づくり。重度の知的障害の方の支援に携わっているが、地域づくりの大切さは強く感じる。地域の人々の理解こそが何よりの合理的配慮。
- ・ 本富士地区の開設当時から個人情報の取り扱いでスムーズにいかない部分が出てきている。情報の取り扱いについて、区を含めて今後は詰めていけたら良い。
→ 行政の個人情報の多くをクラウド上にUPするというのが難しく、特に連携したい本人同意が取れていないケースが多いので、仕組みづくりを検討していきたい。
- ・ 早期発見と予防が重要で、社協に子家センから18歳になり、地域側で受け取ってもらえないかという相談があり、障害ボーダーのケースが引き継がれてくる。こういったケースをやらないと、数年後に障害と認定されていくので、拠点と相談しながら連携していけたら。
→ 障害という入り口の前に、受け止めて一緒に生活をしていくことが拠点に求められている。児童の対応についてもご意見をいただいている中、課題を整理しながら進めていきたい。